

令和 6 年 5 月 24 日

## 奄美群島振興開発基本方針

## 目次

I	序文.....	2
II	奄美群島の振興開発の意義及び方向.....	3
1	振興開発の意義.....	3
2	振興開発の方向.....	3
	(1) 奄美群島への移住・定住の促進.....	4
	(2) 自然及び文化の継承.....	4
	(3) 稼ぐ力の向上.....	4
	(4) 住民の生活の利便性の向上.....	5
	(5) 社会資本の整備及び維持管理.....	5
III	奄美群島の振興開発を図るための基本的事項.....	5
1	産業の振興開発に関する基本的な事項.....	6
	(1) 農林水産業の振興.....	6
	(2) 地域資源を活用した商工業等の産業の振興.....	6
	(3) 情報通信業等の振興.....	6
2	就業の促進に関する基本的な事項.....	7
3	観光の開発に関する基本的な事項.....	7
	(1) 世界自然遺産登録を踏まえたエコツーリズム等の推進.....	7
	(2) 奄美らしい魅力を体感できる観光スタイルの構築.....	7
	(3) 奄美群島全体としての受入環境整備.....	8
4	交通通信の確保に関する基本的な事項.....	8
	(1) 交通施設の整備.....	8
	(2) 費用の低廉化等.....	8
	(3) 情報通信の確保.....	9
5	住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項.....	9
6	保健衛生の向上に関する基本的な事項.....	10
7	福祉の増進に関する基本的な事項.....	10
8	医療の確保等に関する基本的な事項.....	10
9	防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項.....	10
10	自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項.....	11
11	エネルギーの供給に関する基本的な事項.....	11
12	教育及び文化の振興に関する基本的な事項.....	12
	(1) 教育の振興.....	12
	(2) 文化の振興.....	12

13	国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項.....	13
14	奄美群島への移住の促進に関する基本的な事項.....	13
15	人材の確保及び育成に関する基本的な事項.....	13
16	関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項.....	14
IV	奄美群島の振興開発に関するその他の事項.....	14
1	奄美群島振興交付金.....	14
2	奄美群島振興開発基金.....	14
3	振興開発計画のフォローアップ.....	15
4	奄美群島の成長戦略に資するための連携体制の構築.....	15

## I 序文

奄美群島は、本土から遠く離れた外海にあり、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的・自然的条件や歴史的な特殊事情を抱えている。

同群島では、これらによる不利性を克服するため、昭和28年12月の日本復帰以降、国の特別な措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により、交通・産業基盤や生活環境の整備が着実に図られてきた。また、平成26年度に創設した奄美群島振興交付金によって、地域の自主性に基づく柔軟かつ迅速な取組が進められている。さらに、令和3年には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録された。

しかしながら、奄美群島では、一人当たり所得が全国や鹿児島県全体と比較しても低く、生活保護率も高い水準となっているなど、経済面・生活面で本土との諸格差が依然として存在している。また、近年、移住者は大幅に増加しているが、奄美群島の人口は日本復帰直後の約20万人から約10万人へと半減している。さらに、令和2年初からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、奄美群島の観光はもとより、各種産業が大きな影響を受けたところである。

こうした中、奄美群島内市町村が一体となって令和5年2月に策定した「奄美群島成長戦略ビジョン2033」（以下「成長戦略ビジョン」という。）においては、同群島の持続的発展に向けた基本理念として、仕事の創出に重点を置いた産業振興とともに、自然と文化を守り受け継ぐことが掲げられた。また、郷土教育等による「つなぐ宝」の磨き上げ、自然環境の保全と利用の両立等による「稼ぐ力」の向上、移住・定住の促進や沖縄との連携等による「支える基盤」の強化を図っていくこととされた。

このような背景を踏まえ、奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）が改正されて、法の目的に持続可能な地域社会の構築に向けた「移住の促進」が、基本理念には世界自然遺産登録を機とした「沖縄との連携」等が加えられた。併せて、交付金事業計画の対象についても「教育の充実及び文化の継承」や「移住の促進」等が追加されたところである。

本基本方針は、法第4条に基づき、令和6年度を初年度とする5箇年を目途として、国が考える奄美群島の振興開発の意義及び方向を示すとともに、鹿児島県によ

る振興開発計画の策定にあたって指針となるべき基本的事項について定めたものである。

関係市町村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずることにより、地域住民、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画の案を策定することが期待される。また、鹿児島県においては、本基本方針に基づき、市町村の案をできる限り反映させつつ、奄美群島の振興開発施策を具体的に記載するものとして振興開発計画を策定することが期待される。

## II 奄美群島の振興開発の意義及び方向

### 1 振興開発の意義

奄美群島は、我が国の領域の保全や海洋資源の利用、食料の安定的な供給等に重要な役割を担っている。特に近年、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しくなる中、南西諸島に位置する奄美群島においては、移住・定住の促進など地域社会の維持に資する取組を積極的に進める必要がある。

また、世界自然遺産や国立公園などの豊かな自然環境に恵まれた同群島は、世界的にも生物多様性の保全を図る上で非常に重要な地域である。加えて、シマ唄や八月踊りなど多様で個性的な伝統文化や冬期における温暖な気候等、他の地域にはない魅力を有しており、国民の利益の保護及び増進にも重要な役割を担っている。

さらに、我が国では、脱炭素社会やデジタル田園都市国家構想の実現が重要政策となる中、奄美群島においても地域の特性を活かした再生可能エネルギーの利用拡大やデジタル技術の活用が求められており、離島ならではの成果が期待されているところである。

奄美群島においては、こうした国家的・国民的な役割を踏まえ、地理的・自然的特性に即した振興開発を着実に進め、本土との格差是正や諸課題の解決を図っていくことが重要である。

### 2 振興開発の方向

本基本方針及び鹿児島県が定める振興開発計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

なお、諸施策の実施にあたっては、奄美群島の特性を活かしてその魅力の増進を図ること、関係者の協働と知見の集約を図り施策の効果を一層高めることに加え、沖縄振興に関する諸施策の状況やそれとの調和を考慮するとともに、各分野において沖縄等との連携を促進することを旨としなければならない。

また、他地域との交流や島外からの投資が、地域と共生し、真に奄美群島の活力につながるものとなるよう留意する必要がある。

### (1) 奄美群島への移住・定住の促進

奄美群島においては、人口減少が進んでいる一方、近年、移住者が大幅に増加している。地域社会を維持していくために、引き続き、こうした移住の動きを促進し、定住につなげていく必要があることから、移住者向けの住宅・仕事の確保や、移住者を受け入れやすい地域コミュニティの形成を促進する。また、移住の前段階としても意味のある二地域居住等の活性化に努める。

具体的には、空き家の活用及びその情報提供等を通じて、移住者等の住宅の確保を図る。また、成長戦略ビジョンにおける「稼ぐ力」の重点分野として掲げられた農林水産業・ものづくり・観光／交流・情報通信業を中心に、移住者を含めた若年層の雇用機会の拡充を図るとともに、移住者等による創業を支援する。その際、特定地域づくり事業協同組合制度や独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）によるコンサルティング等を積極的に活用する。さらに、移住者と地域コミュニティの円滑な関係構築に向けた支援などを進めるとともに、移住希望者等に住宅や仕事等に関する情報を一体として提供するなど、移住・定住の促進のための総合的な支援を講じる。

### (2) 自然及び文化の継承

奄美群島はほぼ全ての有人離島が国立公園区域に指定され、固有種や希少種等の貴重な野生動植物、美しいさんご礁の海、亜熱帯性の森など豊かな自然環境を有している。こうした自然環境は国際的にも高く評価され、令和3年には、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の約42,700haの陸域が一体として世界自然遺産に登録された。

この豊かな自然環境を保全し、生物多様性を増進するための希少野生動植物の保護増殖、外来生物対策等に積極的に取り組むとともに、各種事業の実施にあたっては、自然環境との調和に十分配慮する。

特に、世界自然遺産に一体として登録された沖縄とも連携し、観光の高付加価値化を進めるとともに、地域資源を活かした質の高いエコツアーの推進、適正利用のルール設定等を通じたオーバーツーリズムの防止、世界自然遺産登録による観光面での追い風を各島・各地域へ波及させるための奄美群島が一体となった情報発信など、自然環境の保全と両立する持続的な観光の振興を図り、他地域のモデルとなるような取組を進める。

また、シマ唄や八月踊りなどの奄美群島固有の文化を次世代に継承するため、学校等における地域学習や伝承活動、アーカイブ化などに取り組む。

### (3) 稼ぐ力の向上

奄美群島における所得の向上に向けては、農林水産業・ものづくり・観光／交流・情報通信業を中心に、地域の稼ぐ力の向上を図り、群島経済の活性化を図ることが重要である。

そのため、農林水産業については、さとうきびを基幹作物としつつ、島ごと

の特性・独自性を活かした地域ブランドの確立、スマート農業の導入等による生産性の向上、6次産業化などの高付加価値化、沖縄を含む更なる販路拡大、飼料や堆肥の自給による持続可能な農業の構築等の戦略的な取組を推進する。

ものづくりについては、特産物である奄美黒糖焼酎の輸出促進や、本場奄美大島紬等の担い手の確保・育成を進める。

観光／交流については、世界自然遺産や国立公園を有する島々として、魅力向上に積極的に取り組むとともに、自然環境や生活文化等の地域資源の保全と利用を両立させながら、沖縄や異なる世界自然遺産としての価値を有する屋久島をはじめとした近隣地域との連携等を通じ、更なる観光誘客や観光の高付加価値化を図る。

情報通信業については、地理的不利性を抱える離島においても定着が可能な産業であることから、情報通信基盤の整備を進めるとともに、デジタル人材の確保・育成を進めることにより、群島内における産業集積を図る。

また、観光／交流と組み合わせた農林水産業の取組や、これらの分野へのデジタル技術の活用等、各分野相互間の連携を進め、相乗効果を創出する。

#### (4) 住民の生活の利便性の向上

世界的にも豊かな自然環境、生活に密着した独自の伝統文化、豊かで個性的な食文化といった奄美群島に特有の魅力と価値について、群島民一人一人がしっかりとその認識を共有して、地域において次世代につないでいくことが重要である。

このような考え方の下で、奄美群島において生活の安定及び福祉の向上を図ることが、移住・定住の促進にも資することから、介護、医療、防災、教育等の定住環境の整備を進めていく。

#### (5) 社会資本の整備及び維持管理

これまでの数次にわたる振興開発計画により、社会資本の整備は着実に進んできたが、昭和28年に日本復帰を果たしてから70年が経過し、この間に整備した公共施設の老朽化が進んでいる。このため、鹿児島県及び群島内市町村が策定した公共施設等総合管理計画などを踏まえた既存施設の老朽化対策等を含め、民間活力も活用し、必要な社会資本の整備及び維持管理を引き続き行っていく。

### III 奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

奄美群島の振興開発に関する各分野についての基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の施策や事業の実施にあたっては、国、鹿児島県、群島内市町村、奄美基金、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。

その際、各事業主体は、奄美群島振興交付金及び産業振興促進計画認定制度を効果的に活用する。また、奄美基金の業務に中小事業者等へのコンサルティングが追加されたことも踏まえ、鹿児島県及び群島内市町村は、奄美群島の産業振興・雇用機会の拡充に向けて、奄美基金が活用されるよう連携を図るものとする。

## 1 産業の振興開発に関する基本的な事項

### (1) 農林水産業の振興

奄美群島は、首都圏等の大消費地が遠いことや台風の常襲地帯に位置すること等の不利性を有している。一方、冬期も温暖な亜熱帯性気候帯に属し、周辺に良好な漁場が多いこと等の有利性や、観光入込客数の増加等による一大消費地、かつ、東南アジア等への輸出拠点ともなる沖縄との近接性も有していることから、このような地域の特性に十分対応した農林水産業の振興を図る。

このため、奄美群島の地理的・自然的特性に対応した農業用水の確保等農林水産業生産基盤の強化やさとうきびの生産対策、特殊病虫害防除対策を行うとともに、堆肥舎の整備等による持続可能な農業の推進、台風に強い平張ハウスの整備や貯蔵倉庫等の整備による災害対策、地域特産漁業資源の管理・保全等を促進する。

また、島ごとの特色ある農林水産物、本土の端境期に出荷する作物等地域特性を活かした特産物の開発及び普及並びに農林水産物を活かした6次産業化や地域ブランドの確立による高付加価値化を図る。あわせて、奄美群島の豊かな自然環境等の観光資源を活かし、観光業と連携した取組を進めるとともに、ロボット技術・IoT等の情報技術を活用したスマート農業の推進などを通じた生産性の向上を図る。

### (2) 地域資源を活用した商工業等の産業の振興

本場奄美大島紬や奄美黒糖焼酎等の在来の地場産業については、国内外の市場における情報発信等の取組を通じた販路拡大、消費者の嗜好等も踏まえた新商品等の開発、担い手の育成等に対する支援に努める。

また、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、創業・事業拡大の促進による雇用機会の拡充、働き方改革を踏まえた省力化、先端的な技術の導入並びに観光をはじめとする産業間の連携を推進する。

なお、国民生活・経済に甚大な影響を与える感染症が発生した場合における事業活動の継続についても適切な配慮に努める。

### (3) 情報通信業等の振興

情報通信技術の基盤となる超高速ブロードバンド等情報通信基盤の整備の推進、コワーキングスペースやインキュベーション施設の活用による情報通信業を担う企業の誘致や創業の促進、同産業を支える人材の育成等に取り組む。

また、ドローンによる生活物資輸送やスマート農業、遠隔医療、遠隔教育な

ど、様々な分野に情報通信技術を提供することを通じて、奄美群島の一層の振興に貢献する。

## 2 就業の促進に関する基本的な事項

奄美群島では、人口減少が継続しており、特に若年層の人口流出が続いていることから、移住者を含めた若年層の雇用機会の拡充が必要であり、島ごとの特性や独自性を活かした産業の振興を図るとともに、地域における自主性や創意工夫を活かした良好な雇用機会の拡充や産業の振興に必要な実践的な職業能力の開発及び向上等、就業の促進のための施策に取り組む。

このため、特定地域づくり事業協同組合制度や、地域雇用開発促進法に基づく事業主に対する雇入れ助成、雇用創出、能力開発、就職促進を一体的に行う地域雇用活性化推進事業等の活用を促し、地域の実情に応じた雇用機会の拡充を支援する。

## 3 観光の開発に関する基本的な事項

### (1) 世界自然遺産を活かしたエコツーリズム等の推進

観光は、奄美群島の地理的・自然的特性等の魅力と資源を最も直接的に生かすことができる産業である。令和3年の世界自然遺産登録を機に、一体として世界自然遺産に登録された沖縄と連携し、奄美・沖縄の周遊観光など、更なる観光誘客を促進する。また、平成5年に世界自然遺産に登録された屋久島とも交流連携を促進し、エコツーリズム等の自然環境の保全と両立する持続的な観光の振興に群島各島が連携して取り組む。

具体的には、豊かな奄美群島の自然環境を将来にわたって保全しながら、観光資源として利活用するため、自然保護上重要な地域において認定ガイド同行の義務づけ等のルール設定とその適正な運用を図る。あわせて、質の高いエコツアーガイドの育成や計画的な受入環境整備等の取組を進めることにより、生物多様性の増進とリピーターの増加、観光地としての評価の向上を図る。

さらに、単に観光入込客数を増やすのではなく、一人当たりの観光消費額を増加させるため、高付加価値な観光プログラムづくりを支援する。

また、観光キャンペーンとして、航空会社や旅行会社等の観光関連事業者と連携し、東京・大阪・鹿児島等から奄美群島を訪れる観光客を対象にしたプロモーション等を行うとともに、各島において観光客が訪れたいくなるような魅力を高めながら、群島各島の広域連携や奄美群島出身者とのネットワークの活用などにより本土等との交流活動等を推進する。あわせて、大都市圏や海外からの観光客を、沖縄をゲートウェイとして奄美群島へ呼び込むための取組を推進する。

### (2) 奄美らしい魅力を体感できる観光スタイルの構築

観光の開発にあたっては、奄美群島の豊かな自然や景観に加え、シマ唄や各

種祭り等に代表される多様で個性的な伝統文化、独自の食文化等の地域資源を活用し、その魅力を最大限に堪能できる体験・滞在型観光を推進することにより、奄美らしい魅力を体感できる質の高い観光スタイルを構築していく。

このため、群島外部の人材を含めた多様な主体の連携による高付加価値で魅力的な観光コンテンツの開発や国内外への戦略的なプロモーション、リピーターの確保に向けた取組、国内外からの観光客の受入環境の整備や地域の受入体制の構築を推進する。

その際、地域特性を活かした地場産業と連携して、本場奄美大島紬の泥染め・織り体験ツアーや奄美黒糖焼酎の蔵元巡りツアー等のコンテンツを充実することにより、地元製品の認知度を上げ、購買意欲を喚起していくほか、国内外からのスポーツ合宿の誘致を促進するための受入体制の確保やスポーツ環境についての情報発信に努める。

### (3) 奄美群島全体としての受入環境整備

観光による産業振興や地域活性化等の効果を奄美群島全体に波及させていくためには、広域連携による奄美ブランドの発信等の取組を進めるとともに、各島固有の伝統文化や景観に対する認識を深めつつ、各島において魅力ある受入環境を整備することが重要である。

このため、群島各島が連携した観光振興の取組の充実を図るとともに、各島において住民と行政による良質なサービスの提供、農林水産業や地場産業との連携等を図るなど、島ごとの独自性を重視した総合的な観光の開発に努める。

こうした取組により、観光客の周遊・再訪意欲を惹起する有機的なつながりのある連携を進める。

また、産業振興促進計画認定制度に基づく特例制度のほか、地域通訳案内士の育成等、国内外からの観光客の受入環境整備や地域の受入体制構築を推進することにより、利便性・快適性を向上させ、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図る。

## 4 交通通信の確保に関する基本的な事項

### (1) 交通施設の整備

道路、港湾、空港等の交通施設は、奄美群島の住民の生活圏の維持、人の往来・物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図っていく上での重要な生活・産業の基盤である。

このため、奄美群島の景観にも配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために、必要な交通基盤の整備及び老朽化・長寿命化対策等を含めた維持管理を推進する。

### (2) 費用の低廉化等

奄美群島と本土との間及び奄美群島内の航空路線・離島航路は、住民にとっ



ての生活路線であり、かつ、群島内の事業者等にとっては業務上も欠かせないインフラであることから、その安定的な運航を確保するとともに、住民や住民に扶養されている群島外在住の学生、介護帰省者等を対象に運賃の軽減を図る。

なお、航空運賃の軽減等については、鹿児島県、群島内市町村及び各事業者等の関係者が連携・協力して、これを推進することとし、鹿児島本土と奄美群島間に加え、沖縄と奄美群島間などの運賃軽減を実施する。

物資の流通に関しては、特に地域の特性に応じた農林水産物及び加工品について、本土等との競争条件の格差を解消し、その積極的な販路・生産拡大に資する観点から、鹿児島本土向け及び沖縄向けの輸送費の軽減を図る。また、原材料等の移入に係る輸送費についても軽減を図る。

このほか、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、本土との間の航空アクセスの更なる向上をはじめ、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保並びに人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について、国民生活・経済に甚大な影響を与える感染症が発生した場合の対応も含め、引き続き検討を行う。

### (3) 情報通信の確保

高度情報通信ネットワークは、奄美群島の地理的制約を克服する上で極めて有効な手段であり、その整備により、医療や教育の充実のほか、特産品のPRや販路拡大等、奄美群島の魅力を広く情報発信することが可能となる。また、情報通信業等各種産業の振興開発の基盤ともなる。

このため、奄美群島の中でも超高速ブロードバンドが整備されていない地域における情報通信ネットワークの整備等を推進するとともに、ドローンによる生活物資輸送やスマート農業、遠隔医療、遠隔教育など先端的な情報通信技術を活用した住民生活の利便性向上、産業振興等を図るための情報通信体系の充実に努める。

## 5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

若年層や、Uターンをはじめとする移住を希望する者に加え、二地域居住により奄美群島に居住しようとする人々の定住意欲を促進し、奄美群島の活性化を図るため、生活様式の変化や住民のニーズの高度化に対応した快適な生活環境の形成に努める。

このため、生活基盤の整備について、医療・介護に加え、生活用水の安定確保、公共下水道の整備、道路・都市公園の整備、公営住宅や移住者向けの住宅の整備、空き家の活用や景観・防災面などから必要な除却等により、良好な居住環境の整備を推進し、安らぎと潤いのある生活空間の形成を図る。

また、環境に優しい循環型社会を形成するため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理を促進する。

## 6 保健衛生の向上に関する基本的な事項

奄美群島は、市町村の合計特殊出生率が全国でも高い水準にあるなど、長寿・子宝・癒やしの島としての社会的特性を有していることから、その豊かな地域資源を活かし、保健、福祉及び医療の連携による総合的な健康づくりへの取組を促進する。

また、住民の生活や農林業の振興にとって阻害要因となっているハブの駆除対策及び咬傷対策を促進する。

## 7 福祉の増進に関する基本的な事項

奄美群島では高齢化が進んでいるため、地域の実情や高齢者のニーズに合った高齢者福祉の充実や、高齢者が地域社会の一員として安心して自立した生活を送ることができる長寿社会づくりを推進する。あわせて、介護テクノロジーの導入による介護サービス従事者の負担軽減を図る。

また、相互扶助の気風が強いこと等、奄美群島の特性を活かした児童福祉施設の整備などの子育て環境の充実や、障害者が社会活動へ積極的に参加するために必要な支援などの障害福祉サービスの充実等、地域ぐるみの福祉環境の整備を促進する。

特に、児童福祉の充実に際しては、本土との子育て環境の格差が生じないように、子どもの貧困対策を推進し、子育て環境の一層の充実を図る。

なお、他の地域との格差是正に向けて、介護サービス及び保育サービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮に努める。

## 8 医療の確保等に関する基本的な事項

奄美群島には依然として無医地区が存在し、本土から隔絶した外海に位置する等の特殊事情から、医師の確保や診療所等の充実、島外への救急患者の輸送等、医療体制の充実は重要な課題である。

このため、医師・看護師や病床等の確保、情報通信機器を活用した遠隔医療の充実、中核的な病院による支援・協力体制の構築等により、必要な医療水準の確保を図る。

また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、出産に必要な医療を受ける機会が確保されるよう、また、鹿児島県による医療計画の策定にあたっては奄美群島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮に努める。

なお、他の地域との格差是正に向けて、保健医療サービスを受けるための住民負担の軽減についての適切な配慮に努める。

## 9 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

奄美群島は、台風や梅雨期の集中豪雨など自然災害の発生しやすい状況下であり、奄美群島太平洋沖の地震等による被害も想定されている。

このため、災害を防除・軽減し、発災時に住民及び外国人観光客を含む観光客が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、交通施設、農地防災施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備、災害時の地域運営の自立性を高めるための設備や体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進に努める。

加えて、災害による経済的な影響を低減させるため、災害時の物資の備蓄や輸送等について必要な検討を行う。

## 10 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、優れた景観、貴重な野生動植物、照葉樹林や美しいさんご礁等多彩で豊かな自然環境を有しており、その生物多様性は世界的にも高く評価されている。このため、その増進等に向けて、奄美群島固有の種をはじめとする希少野生動植物の保護増殖及び生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物対策、海岸漂着物等の処理、世界自然遺産・自然公園の適正な保全及び利用等の推進を図る。

また、関係行政機関や地域関係者、専門家等との連携協働による保全管理体制の整備等の取組を進める。

なお、観光振興をはじめとする各種事業の実施にあたっては、奄美群島の生態系や天然の景観を損なわないように、人と自然との共生、自然環境との調和等に十分に努める。

さらに、公害の発生を未然に防止するとともに、良好な生活環境を維持し、奄美群島独特の豊かな自然環境を保全するため、大気及び水質の保全、騒音の防止に努めるとともに、廃棄物等の排出抑制や適正処理の推進、環境への負荷の少ない農業の推進等に努める。

## 11 エネルギーの供給に関する基本的な事項

燃料輸送コスト、災害時や燃料供給途絶時の危機管理、脱炭素等の観点に加え、燃料購入による域外への資金流出を防止するためにも、自給可能な再生可能エネルギーを積極的に利用することが重要である。

このため、地域の特性を踏まえて、再生可能エネルギー等を利用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築等、民間事業者を含めた地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進する。

また、奄美群島における石油製品の流通コストは、島の大きさや流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。さらに、新技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件における他の地域との格差是正、住民生活の

利便性向上、産業の振興等を図る。

## 12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

### (1) 教育の振興

奄美群島の自立的発展を促進するためには、学校教育や社会教育の充実・向上を図るとともに、生涯学習を推進することにより、奄美群島の将来を担う人材の育成が不可欠である。

このため、公立学校施設の整備・充実等の必要な教育環境の整備に加え、奄美群島特有の魅力ある自然や文化・伝統等を活かした体験学習や郷土学習、地域課題等への関心を深める探究的な学習、ICTを活用した遠隔教育の推進等、地域の特性に応じた教育を進めることで、島の文化への深い理解と愛着を育むとともに、群島の将来を支える人材の育成を図る。

これらの郷土愛やアイデンティティを育む教育は、やがて島外に出て、様々な知見や経験を得た若年層等が将来、島に帰り、あるいは関係人口として、奄美群島の更なる発展に携わる思いの礎ともなる。

また、島内に高等学校等が存在せず、隣接する島の高等学校等へ通学する場合等における当該通学又は居住に対する支援を図るほか、奄美群島における小中学校・高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、教職員定数の算定及び教職員の配置について特別の配慮をするとともに、教職員の待遇についても適切な配慮が必要である。

あわせて、地域に開かれた学校づくりを進め、多様化・高度化する地域住民の学習ニーズに対応した生涯学習社会の形成や社会教育活動の促進に努める。

### (2) 文化の振興

自然と共生してきた暮らしの歴史的な積み重ねの中で育まれた奄美群島の固有の伝統行事や民俗文化財、ユネスコによって消滅の危機にあると認定された方言等の文化を後世に受け継いでいくためには、地域住民の間でその保存・伝承に努めるとともに、こうした固有の文化に対する国民の理解を深めることが必要である。

このため、郷土学習やイベントの開催等を通じて、本土の人々も含めて、これらの固有の文化に触れ合う機会を積極的に設けるとともに、そのアーカイブ化や世代をまたいだ交流の推進等による継承に努める。

さらに、群島民一人一人が伝統行事をはじめ、方言や民謡、伝統食等の文化を島の宝と理解し、その価値を再認識して、地域において次世代に着実に継承できるよう、文化の保護活動や普及啓発、継承活動等への支援に取り組むとともに、一層の自立的発展に向けて、地域を主体とした取組の定着を図る。

また、これまでの取組に加え、変化していく暮らしの中で、自然と共生する新たな文化の創造も重要であり、あわせて、地理的・歴史的・文化的につなが

りの深い沖縄との文化的交流に引き続き取り組む。

### 13 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

奄美群島の魅力を活かし、その自然、文化、歴史等の研究等の目的で来島する人々や二地域居住等、関係人口を拡大することは、経済・文化面での交流の活性化を促し、新たな価値を創造して、地域経済の発展や人材の育成・確保にもつながるものであり、奄美群島の人口の社会減を抑制しつつ自立的発展を促進する上で極めて重要である。

このため、世界自然遺産の登録地として、引き続き屋久島や沖縄との連携を図るとともに、奄美群島が一体となった広域連携による取組に加え、全国各地の奄美群島出身者・郷友会等との連携も図りながら、奄美群島の特徴、魅力や役割を積極的かつ印象深く国内外に発信し、他地域との交流等を推進する。また、奄美群島外の地域の児童・生徒等が自然豊かな農山漁村での生活を体験する離島留学、修学旅行や体験学習の場として同群島をPRしていく。

特に、一体として世界自然遺産に登録され、今後の国内外からの来島者拡大に向けてゲートウェイとしての役割も期待される沖縄との間で、観光拠点を結んだネットワークの形成、固有の民俗芸能を通じた文化交流、気象的条件が類似している農林水産業の技術交流、地理的条件が類似している情報関連産業の技術交流等、諸分野における交流・連携を一層推進する。

### 14 奄美群島への移住の促進に関する基本的な事項

人口減少・高齢化が進む中、持続可能な地域社会を構築し、奄美群島の豊かな自然や固有の文化を次世代に継承していくためには、Uターンをはじめとする移住を促進し、群島内に若年層等を招き入れていくことが重要である。

そのため、空き家の活用等を通じた移住者向けの住宅の確保や、成長戦略ビジョンにおける「稼ぐ力」の重点分野を中心とした雇用機会の拡充、特定地域づくり事業協同組合制度を活用したマルチワークの提供、移住希望者に対して住宅・仕事・コミュニティに関する一体的な情報提供を行うための体制づくりを推進する。

また、移住の促進に際しては、移住者と地域が共生し、地域の活力につなげていくことを第一とし、移住希望者がシマ暮らしを体験できるプログラムの造成や、住民との交流の場づくり、創業支援など、移住者を受け入れやすい地域コミュニティづくりを進める。

### 15 人材の確保及び育成に関する基本的な事項

引き続き本土との格差の是正を図るとともに、奄美群島の豊かな自然環境等を活かした地域主体の振興開発を推進していくためには、その担い手となる人材の確保及び育成や多様な主体による連携・協力が不可欠である。

このため、島への愛着と、地域おこしや創業に対する意欲を持ち、本土の人々

や観光客の視点を持って奄美群島の振興開発にあたることのできる人材の育成を図る。具体的には、エコツーリズム等で奄美群島の自然、歴史、文化等について観光客に対応し得るガイド能力を有する人材の育成に取り組むほか、外国人旅行者へのガイドを行う人材等の確保・育成を推進する。

また、情報通信分野をはじめとした職業能力の開発や各種の技術習得のための研修の実施による産業の担い手の育成に引き続き取り組む。

## 16 関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

近年、事業者、住民、NPO等が、公共サービスの提供、社会貢献等、行政では対応困難な地域密着型の活動に取り組む状況が見られることから、奄美群島の一層の自立的発展に向け、地元の発意による地域の個性と地元の創意を活かした地域主体の地域づくりを更に広めていく。

このため、これらの主体のほか、地域課題解決に取り組む事業者やNPOへの支援等にきめ細かな対応が期待されている奄美基金など様々な関係者間の連携と協力により、多様な主体が参画した、共助による地域づくりを推進する。

## IV 奄美群島の振興開発に関するその他の事項

### 1 奄美群島振興交付金

法においては、奄美群島の特性に応じた産業の振興に資する事業等を、鹿児島県及び群島内市町村が自らの責任で地域の裁量に基づいて実施できる奄美群島振興交付金制度が規定されている。

鹿児島県は、交付金の趣旨に鑑み、市町村のニーズを踏まえ、沖縄との連携や移住の促進、産業振興などの各種事業に効果的に交付金を活用する必要がある。

交付金事業計画の作成にあたり、鹿児島県は、地域特性を踏まえた奄美群島の優位性・潜在力を見極めつつ、事業が効率的・効果的であるか等を勘案して事業の選択と集中を図るとともに、振興開発に資する観点から必要不可欠な事業であるかを精査する。

このため、交付金事業計画に掲げる事業等には諸施策の目的を明確にする成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について毎年度評価を行い、必要に応じて施策の見直し・改善を行うものとする。

### 2 独立行政法人奄美群島振興開発基金

奄美基金は、奄美群島の産業振興への貢献を使命としており、保証・融資業務に加え、コンサルティング業務の実施により、中小事業者に対する伴走型支援の充実を図るとともに、同業務の実施にあたる専門人材の育成など、必要な体制整備を進める。

また、奄美基金の収支改善に向けて、協調融資における融資上限額の引き上げや融資勘定の現預金の運用等に取り組み、さらに、有識者等の知見を活用しつつ、令和10年度までに単年度収支の黒字化を図ることとする。

なお、奄美基金は、これらの取組状況について、毎年度、奄美群島振興開発審議会に報告するものとする。

### 3 振興開発計画のフォローアップ

鹿児島県は、群島内の市町村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について定期的に評価を行い、必要に応じて施策の見直し・改善に取り組むなどのフォローアップを行うことが望ましい。

### 4 奄美群島の成長戦略に資するための連携体制の構築

地域課題が複雑・多様化する今日においては、地域住民、民間事業者、NPO、教育研究機関、関係人口等の多様な主体から幅広い協力を得て解決に取り組むことが重要となっている。

このため、国、鹿児島県、市町村、奄美群島広域事務組合においては、民間と連携した成長戦略の実現や持続的な地域づくりに必要な具体的方策を検討するための連携体制を構築し、学識経験者等の助言を受けながら、相互の施策が相乗効果を発揮するよう配慮し、その効率的な実施に取り組むものとする。